

対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令（案）等に対する意見募集

令和7年2月10日
財務省

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）第27条の2第1項及び第28条の2第1項の規定に基づく対内直接投資等及び特定取得の届出の特例によって届出を要しない外国投資家の範囲について検討を行った結果、国の安全等を損なうリスクが高いと認められる以下の外国投資について、同特例の対象外とする必要があると考えられることから、所要の改正を行うことといたしました。

- 外国政府との契約や外国の法令に基づき、外国政府の情報収集活動に協力する義務が課されている投資家などからの投資
- 経済安全保障推進法上の対象事業者のうち、特に外為法による対応の必要性が高い事業者（「特定社会基盤事業者」であり、かつ「コア業種」に属する事業者）への一定の投資

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

（注1）特定社会基盤事業者

特定社会基盤事業者とは、経済安全保障推進法（令和四年法律第四十三号）に基づき指定される特定社会基盤事業者をいいます。

（注2）コア業種

コア業種とは、指定業種のうち、告示（対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件）において国の安全等の観点から指定されている一定の業種（特定業種）を意味しています。

2. 意見公募の対象

- （1）対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令（案）
- （2）対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令（案）
- （3）外国為替及び外国貿易法第二十七条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件の一部を改正する告示（案）
- （4）外国為替及び外国貿易法第二十八条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件の一部を改正する告示（案）

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和7年2月10日（月）～令和7年3月11日（火）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8940

東京都千代田区霞が関3-3-1

財務省国際局調査課投資企画審査室 パブリックコメント担当 宛

(2) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の電子メールアドレス宛にお送り下さい。

電子メールアドレス：gaitame-kaisei@mof.go.jp

（電子メールの件名を「対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令(案)等に対する意見」として下さい。）

(3) 電子政府の総合窓口（e-Gov）

電子政府の総合窓口（e-Gov）のパブリックコメントのページ中の意見提出フォームより提出して下さい。（※ 別紙の意見提出用紙は不要。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

なお、御記入漏れや本要領に即して記述されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきます。

